

東京国際大学付属日本語学校学則

昭和 62 年 4 月 1 日

最近改正 2023 年 5 月 26 日

第1章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、学校教育法に則り、日本語及び関連学科目を修得させ、これを熟達させるとともに、学生生徒の人格を陶冶し、広く日本文化に対する理解を深め、あわせて我が国の大学入学のための準備教育を行い、もって国際社会に役立つ人物を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第 1 条の 2 本校の教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価については、校長が別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 1 条の 3 本校は、教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

2 前項の情報の提供については、校長が別に定める。

(名称)

第 2 条 本校は、東京国際大学付属日本語学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を東京都新宿区高田馬場四丁目 23 番 23 号に置く。

第2章 課程、修業期間、定員及び休業日

(設置課程・修業期間・入学定員・収容定員)

第 4 条 本校の設置課程及び修業期間並びに定員は、次のとおりとする。

	授業形態	課程名	修業期間	入学定員	収容定員	学級数
昼 間 部	全日制	日本語教育課程 A4 月 コース	1 年	60 名	60 名	3 クラス
		日本語教育課程 A10 月コース	1.5 年	60 名	120 名	6 クラス
		日本語教育課程 A7 月 コース	1.75 年	20 名	40 名	2 クラス
		準備教育課程 4 月コ ース	1 年	20 名	20 名	1 クラス

		準備教育課程 10 月コース	1.5 年	20 名	40 名	2 クラス
		小計		180 名	280 名	14 クラス
	二部制	日本語教育課程 B4 月コース	1 年	20 名	20 名	1 クラス
			2 年	40 名	80 名	4 クラス
		日本語教育課程 B10 月コース	1.5 年	40 名	80 名	4 クラス
		小計		100 名	180 名	9 クラス
	合計			280 名	460 名	23 クラス

2 教育課程に支障のない時間において、本校の設置目的を实践するために、各種の研修及び講習を実施することがある。

3 前項の研修等の要領については、その都度別に定める。

(修業期間及び学期の区分)

第 5 条 全日制の修業期間は 1 年、1 年 6 か月又は 1 年 9 か月とし、二部制の修業期間は 1 年、1 年 6 か月又は 2 年とする。

2 全日制及び二部制の学期の区分は、次のとおりとする。

(全日制)	4 月コース	第 1 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで 第 2 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで
	10 月コース	第 1 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで 第 2 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで 第 3 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで
	7 月コース	第 1 学期 7 月 1 日から 9 月末日まで 第 2 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで 第 3 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで 第 4 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで
(二部制)	4 月コース(1 年)	第 1 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで 第 2 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで
	4 月コース(2 年)	第 1 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで 第 2 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで 第 3 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで 第 4 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで
	10 月コース	第 1 学期 10 月 1 日から 3 月末日まで 第 2 学期 4 月 1 日から 9 月末日まで

		第3学期 10月1日から3月末日まで
--	--	--------------------

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (4) 春期休業
- (5) 夏期休業
- (6) 冬期休業
- (7) 学校創立記念日(10月23日)

2 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業、課外指導演習又は試験を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

4 春期休業、夏期休業、冬期休業、臨時の休業日及びその他の変更については、その都度これを定める。

(授業時間)

第7条 本校の授業時間は次のとおりとする。

- 1 時限 9：30～10：15
- 2 時限 10：15～11：00
- 3 時限 11：15～12：00
- 4 時限 12：00～12：45
- 5 時限 13：35～14：20
- 6 時限 14：20～15：05
- 7 時限 15：20～16：05
- 8 時限 16：05～16：50

2 授業の始業及び終業の時刻を繰上げ又は繰下げることがある。ただし、この場合にも一週間の授業時間数は、第7条の規定するところより下ることはない。

第3章 教育課程、授業時間数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本校の教育課程、授業科目及び一週当たり授業時間数は、別表1のとおりとする。

(学習の評価)

第9条 学習の評価は、試験成績、出席状況等を総合して決定し、5段階評価とする。

2 前項の評価基準は、校長が別に定める。

(教職員組織)

第 10 条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
 - (2) 専任教員 8 名以上
 - (3) 非常勤教員 15 名以上
 - (4) 専任職員、非常勤職員 5 名以上
- 2 前項のほか学校医を置くとともに必要な職員を置くことができる。
- 3 校長は、校務を処理し所属教職員を監督する。
- 4 校長以下すべて教職員の任免は、本校設置法人の理事長がこれを行う。

(教職員の勤務)

第 11 条 教職員の勤務に関する規定は、別に定める場合を除き、本校設置法人の就業規則による。

第4章 入学、休学、退学、欠席、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 12 条 本校に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了し、当該国において大学入学資格を有する者
- (2) 外国において大学などの教育機関への進学資格となる中等教育の課程を修了している者
- (3) 文部科学大臣の定めるところにより、本校において、日本の高等学校を卒業した者と同等又はそれ以上と認めた者
- (4) その他、日本での在留資格を有する者又はそれを取得できる者で、校長が本校学生として適当と認めた者

(入学時期)

第 13 条 本校の入学時期は、4 月、7 月及び 10 月とする。

(出願)

第 14 条 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書及びその他の書類に必要事項を記載し、別表 2 に定める入学選考料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

(入学選考及び決定)

第 15 条 前条の手続きを完了した者に対して選考を行い、校長は入学を許可する者を決定する。

(入学手続)

第 16 条 本校に入学を許可された者は、速やかに所定の書類に必要事項を記載し、別表 2

に定める入学金を添えて入学の手続を行なうものとする。

2 入学者の学費負担者又は保証人を変更する場合は、新旧の学費負担者又は保証人が署名した変更の届出により許可を受けなければならない。

3 前項の手続を怠った場合は、入学の許可を取り消すものとする。

(授業の欠席)

第 17 条 学生生徒が疾病その他やむを得ない事由によって授業を欠席した場合は、その事由を記載した欠席届を、診断書その他必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 学生生徒の欠席回数が、正当な理由なく本校が別に定める基準を上回った場合、校長は当該学生生徒を処分退学とする。

(休学・復学)

第 18 条 学生生徒が病気その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学中の者も授業料及び施設維持費を納入しなければならない。

3 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学・転学)

第 19 条 退学しようとする者(退学後、他校に転学を希望する場合を含む)は、その事由を記し、事前に校長の許可を受けなければならない。

2 前項による退学者が再入学を希望する場合は、これを許可することができる。

(修了・卒業の認定)

第 20 条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について、第 9 条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第 21 条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(懲戒処分)

第 22 条 学生生徒にして本校創立の精神に反し、又は学生生徒の本分にもとる行為その他学生生徒として正常でない行為のあるときは、校長は、本校設置法人理事会より与えられた権限に基づき、その責任においてこれに懲戒を加えることができる。懲戒処分の種類は、訓告及び処分退学とする。ただし、その懲戒の事由が本校の目的、使命及び創立の精神に違反する場合には理事会の、学業上の理由に基づく場合は専任教員たる教務責任者のそれぞれ全部又は一部の意見を徴してこれを行う。

2 前項の処分退学は、次の各号のいずれかに該当する学生生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 処分退学者については、再入学を認めない。

(聴講生)

第 23 条 本校の正規生以外の者又は日本留学試験対策として授業科目の聴講を希望する者に対しては、聴講生として定員に余裕がある課程に聴講を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第5章 学費

(納入金)

第 24 条 入学を許可された場合には、学費負担者、保証人又は本人は、別表 2 に定める入学金、授業料、施設維持費及び教材費を納入しなければならない。

(納入時期及び納入方法)

第 25 条 本校所定の授業料は、学費負担者、保証人又は本人において、別表 2 に定める時期にこれを納入しなければならない。

2 納入方法は、分割納入又は一括納入とする。

(除籍)

第 26 条 学生生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料を滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該学生を除籍とすることができる。

2 除籍者が再入学を希望する場合は、これを認めることがある。

(学費の返金)

第 27 条 既納の学費納入金は、入学者本人のみならず学費負担者に対しても、2 項及び 3 項を除き原則として返金しない。

2 在留資格認定証明書の交付を受けたにもかかわらず、本人の止むを得ない事情で入国前に来日を取り止めた場合は、授業料及び施設維持費のみ返却する。但し、学期開始日からキャンセルの連絡のあった月までの授業料は差し引く。尚、これらの手続の際、領収書、事情説明書、未使用の「在留資格認定証明書」を提出しなければならない。

3 授業が開始されていない学期の既納授業料は、授業開始前月の末日までに退学の申し出があった場合、授業料のみ返金する。

4 2 項でいう月額授業料は 1 年間の授業料を 12 で除した金額とする。

(処分退学者の未納金)

第 28 条 処分退学された者の未納金は、学費負担者又は保証人が責任をもって本校が指定した期日までに納入しなければならない。

(納入金の減免)

第 29 条 納入金減免の取り扱いについては、別に定める。

第6章 雑則

(寄宿舎)

第 30 条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 31 条 本校は、毎学年定期に、学生生徒及び教職員の健康診断を実施する。

(細則)

第 32 条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

第7章 削除

第 33 条 削除

第8章 改廃手続き

(改廃)

第 34 条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。但し、監督行政庁の許可を要する事項に係る変更については、当該認可を受けなければその効力を生じない。

附 則

- 1 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成元年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 10 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条、第 5 条、第 8 条に定める別表 1、第 24 条及び第 25 条に定める別表 2 に規定する「準備教育課程 4 月コース」及び「準備教育課程 10 月コース」の名称変更については、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正学則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正学則の施行日前から在学する学生に対しては、本改正学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 1(第 3 章第 8 条)

日本語教育課程 A カリキュラム

授業科目	4 月コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 18 週	計	計 38 週
テキスト総合	16	320	10	180	500
読解	2	40	2	36	76
会話	2	40	2	36	76
作文	2	40	2	36	76
漢字・語彙	4	80	4	72	152
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	108	108
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	108	108
	26	520	26	468	988
授業科目	10 月コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 20 週 第 3 期 18 週	計	計 58 週
テキスト総合	16	320	10	380	700
読解	2	40	2	76	116
会話	2	40	2	76	116
作文	2	40	2	76	116

漢字・語彙	4	80	4	152	232
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	228	228
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	228	228
	26	520	26	988	1,508

授業科目	7 月 コース				
	週授業時間数		週授業時間数		総授業時間数
日本語科目	第 1 期 8 週 第 2 期 20 週	計	第 3 期 20 週 第 4 期 18 週	計	計 66 週
テキスト総合	16	448	10	380	828
読解	2	56	2	76	132
会話	2	56	2	76	132
作文	2	56	2	76	132
漢字・語彙	4	112	4	152	264
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	228	228
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	228	228
	26	728	26	988	1,716

(注 1)*1 は選択必修科目で，*1 内から 1 科目選択とする。

ただし，各コースにおいて，クラスごとの習得進度により，選択必修科目の授業時間数を増減することがある。この場合，当該増減時間数相当分を「テキスト総合」科目の授業時間数の増減をもって調整し，総授業時間数はこれを変えないこととする。

準備教育課程カリキュラム

授業科目	4 月 コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 18 週	計	計 38 週

テキスト総合	14	280	8	144	424
読解	2	40	2	36	76
会話	2	40	2	36	76
作文	2	40	2	36	76
漢字・語彙	4	80	4	72	152
日本事情	2	40	2	36	76
*1 各種試験対策 (EJU, JLPT 等)			6	108	108
*1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	108	108
小計 1 (日本語)	26	520	26	468	988
基礎教科					
外国語 (英語)	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
数学 I	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
理科					
*2 物理	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
*2 化学	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
*2 生物	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
*2 地理歴史公民	(16 週×) 4	64	(8 週×) 4	32	96
小計 2		128		64	192
選択科目					
*3 数学Ⅱ	(16 週×) 2	32	(8 週×) 2	16	48
小計 3		32		16	48
総合計 (小計 1～3)		680		548	1,228

授業科目	10 月コース				
	週授業時間数				総授業時間数
日本語科目	第 1 期 20 週	計	第 2 期 20 週 第 3 期 18 週	計	計 58 週
テキスト総合	16	320	8	304	624
読解	2	40	2	76	116
会話	2	40	2	76	116
作文	2	40	2	76	116
漢字・語彙	4	80	4	152	232
日本事情			2	76	76
*1 各種試験対策			6	228	228

(EJU, JLPT 等) *1 進路別対策 (大学院, 就職等)			6	228	228
小計 1 (日本語)	26	520	26	988	1,508
基礎教科					
外国語 (英語)			(24 週×) 2	48	48
数学 I			(24 週×) 2	48	48
理科					
*2 物理			(24 週×) 2	48	48
*2 化学			(24 週×) 2	48	48
*2 生物			(24 週×) 2	48	48
*2 地理歴史公民			(24 週×) 4	96	96
小計 2				192	192
選択科目					
*3 数学Ⅱ			(24 週×) 2	48	48
小計 3				48	48
総合計 (小計 1~3)		520		1,228	1,748

(注 1)*1 は選択必修科目で、*1 内から 1 科目選択とする。

ただし、各コースにおいて、クラスごとの習得進度により、選択必修科目の授業時間数を増減することがある。この場合、当該増減時間数相当分を「テキスト総合」科目の授業時間数の増減をもって調整し、総授業時間数はこれを変えないこととする。

(注 2)*2 は選択必修科目で、「地理歴史公民」または理科「物理・化学・生物から 2 科目」のいずれかを選択する。ただし、理科科目のうち受講希望者がいない科目は開講しないことがある。

(注 3)*3 は選択科目であり、希望者のみ履修する。

日本語教育課程 B カリキュラム

授業科目	総合課程(1 年)		総合課程(1 年 6 か月)		総合課程(2 年)	
	週授業時間数	総授業時間数	週授業時間数	総授業時間数	週授業時間数	総授業時間数
日本語科目		計 40 週		計 60 週		計 80 週
テキスト総合	10	400	10	600	10	800
読解	2	80	2	120	2	160

会話	2	80	2	120	2	160
作文	2	80	2	120	2	160
漢字・語彙	4	160	4	240	4	320
合計	20	800	20	1,200	20	1,600

別表 2 (第 4 章第 14 条, 第 5 章第 24 条及び第 25 条)

第 14 条 入学選考料 20,000 円

第 24 条及び第 25 条 入学金, 授業料, 施設維持費及び教材費

日本語教育課程 A 4 月コース

納入方法	分割納入		一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	3 月
入学金	100,000 円	—	100,000 円
授業料	420,000 円	420,000 円	840,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
教材費	15,000 円	—	15,000 円
各回計	555,000 円	440,000 円	—
合計	995,000 円		995,000 円

日本語教育課程 A 10 月コース

納入方法	分割納入			一括納入
時期 項目	[初回] 9 月	[2 回目] 2 月	[3 回目] 8 月	(初年度) 9 月
入学金	100,000 円	—	—	100,000 円
授業料	420,000 円	420,000 円	420,000 円	1,260,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	60,000 円
材費	18,000 円	—	—	18,000 円
各回計	558,000 円	440,000 円	440,000 円	—
合計	1,438,000 円			1,438,000 円

日本語教育課程 A 7 月コース

納入方法	分割納入				一括納入
時期 項目	[初回] 6 月	[2 回目] 8 月	[3 回目] 3 月	[4 回目] 8 月	(初年度) 6 月
入学金	100,000 円	—	—	—	100,000 円
授業料	210,000 円	420,000 円	420,000 円	420,000 円	1,470,000 円
施設維持費	10,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	70,000 円
教材費	20,000 円	—	—	—	20,000 円
各回計	340,000 円	440,000 円	440,000 円	440,000 円	—
合計	1,660,000 円				1,660,000 円

準備教育課程 4 月コース

納入方法	分割納入		一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	3 月
入学金	100,000 円	—	100,000 円
授業料	470,000 円	420,000 円	890,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
教材費	20,000 円	—	20,000 円
各回計	610,000 円	440,000 円	—
合計	1,050,000 円		1,050,000 円

準備教育課程 10 月コース

納入方法	分割納入			一括納入
時期 項目	[初回] 9 月	[2 回目] 2 月	[3 回目] 8 月	(初年度) 9 月
入学金	100,000 円	—	—	100,000 円
授業料	420,000 円	470,000 円	420,000 円	1,310,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	60,000 円
教材費	23,000 円	—	—	23,000 円

各回計	563,000 円	490,000 円	440,000 円	—
合計	1,493,000 円			1,493,000 円

日本語教育課程 B 4 月コース(1 年)

納入方法	分割納入		一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	3 月
入学金	100,000 円	—	100,000 円
授業料	350,000 円	350,000 円	700,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	40,000 円
教材費	15,000 円	—	15,000 円
各回計	485,000 円	370,000 円	—
合計	855,000 円		855,000 円

日本語教育課程 B 4 月コース(2 年)

納入方法	分割納入				一括納入
時期 項目	[初回] 3 月	[2 回目] 8 月	[3 回目] 3 月	[4 回目] 8 月	(初年度) 3 月
入学金	100,000 円	—	—	—	100,000 円
授業料	350,000 円	350,000 円	350,000 円	350,000 円	1,400,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円	80,000 円
教材費	20,000 円	—	—	—	20,000 円
各回計	490,000 円	370,000 円	370,000 円	370,000 円	—
合計	1,600,000 円				1,600,000 円

日本語教育課程 B 10 月コース

納入方法	分割納入			一括納入
時期 項目	[初回] 9 月	[2 回目] 2 月	[3 回目] 8 月	(初年度) 9 月
入学金	100,000 円	—	—	100,000 円

授業料	350,000 円	350,000 円	350,000 円	1,050,000 円
施設維持費	20,000 円	20,000 円	20,000 円	60,000 円
教材費	18,000 円	—	—	18,000 円
各回計	488,000 円	370,000 円	370,000 円	—
合計	1,228,000 円			1,228,000 円